

【文書名】

○香川県警察における警察無線電話局による通信の運営に関する訓令

(平成 16 年香川県警察本部訓令第 18 号)

【概要】

香川県警察における警察無線電話局による通信の正常かつ能率的な運営を図るため、無線機等の管理及び通信の運用に関し必要な事項を定めたものである。